

公 示 送 達 書

公 示 第 35 号

令和8年 9月15日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名	令和7年度	国民健康保険税	督促状
----------	-------	---------	-----

送達を受けるべき者	氏名	期別(月)
	BIST SACHIN	9
	小野原 大和	8
	早川 純市	9
	牧 毅	8
	牧 毅	9

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

公 示 第 35 号

令和8年 9月15日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名	令和7年度	市民税・県民税	督促状
----------	-------	---------	-----

送達を受けるべき者	氏名	期別(月)
	NGUEN TRUONG NAM	随2
	鹿本 乃愛	4
	鳴海 久幸	4

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

公 示 第 35 号

令和8年 9月15日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名	令和8年度 市民税・県民税 （特徴）	督促状
----------	--------------------	-----

送達を受けるべき者	氏名	期別(月)
	(株)シークフォーレント	4
	(株)シークフォーレント	5
	株式会社 ALES	3
	株式会社 ALES	4
	株式会社 ALES	5

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

公 示 第 35 号

令和8年 9月15日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名	令和8年度	国民健康保険税	督促状
----------	-------	---------	-----

送達を受けるべき者	氏名	期別(月)
	WANG YIFEI	1
	山田 成世	1
	野村 敏基	随1
	中村 政男	随1
	成田 明宙	1
	山田 玲桜奈	1
	TAZI HNYINE SAAD	1
	FANDINO OLBES SANTIAGO MARTIN	1

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

公 示 第 35 号

令和8年 9月15日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名	令和8年度	市民税・県民税	督促状
----------	-------	---------	-----

送達を受けるべき者	氏名	期別(月)
	川上 大和	1

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

公 示 第 35 号

令和8年 9月15日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名

令和8年度

固定資産税・都市計画税

督促状

送達を受けるべき者	氏名	期別(月)
	安藤 幸三郎	1
	安藤 幸三郎	2
	鵜飼 克次	1
	鵜飼 克次	2
	志水 泰之	2
	影山 圭紀	2
	野田 蟻	2

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

公 示 第 35 号

令和8年 9月15日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び日進市税条例（昭和29年日進町条例第5号）第20条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



送達すべき書類名	令和8年度	軽自動車税	督促状
----------	-------	-------	-----

送達を受けるべき者	氏名	期別(月)
	山田 翔斗	全期
	井出 文武	全期
	生駒 義男	全期

備考

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。